前のページへ
次のページへ

公的個人認証サービスが開始されました！！

これまでの経緯

長野県では、公的個人認証サービスの導入に当たり、個人情報保護の観点から、システムの安全性や手続きについて、長野県本人確認情報保護審議会の審議・検証を行い、この審議・検証結果を尊重し、審議会から提示された県独自の対策・支援を具現化しながら、7月12日(月)より本サービスが開始されました。

詳細は、長野県ホームページ（http://www.pref.nagano.jp）をご覧下さい。

公的個人認証サービスとは？

国や地方公共団体では、住民の皆さんが申請や届出等の行政手続を行う際に、これまでの窓口での手続きに加え、自宅等のパソコンからインターネットを使って24時間いつでも申請や届出ができる仕組みづくり（電子申請・届出、電子申告など）に取り組んでいます。

公的個人認証サービスは、こうした電子申請・届出が行われる際に、第三者の成りすまし申請などの課題を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても提供するものです。

サービスを利用するには？

＊電子証明書の発行申請

窓口　住民福祉課住民係

〈持参するもの〉

住民基本台帳カード（窓口で申請し後日取得できます。）

手数料　500円

＊自宅等から電子申請・届出をする場合

〈用意するもの〉

・ICカード（電子証明書の発行を受けたもの）

・ICカードリーダ・ライタ（電子証明書を読み込むためのものです。お手持ちのICカード［住民基本台帳カード］に適合するものを使用する必要があります。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト【http://www.jpki.go.jp/】をご覧ください。

・利用者クライアントソフト（電子証明書発行時に窓口で無償配布致します。）

・インターネットを利用できるパソコン（サービスを利用する際に必要となるパソコン等の仕様については、公的個人認証サービスポータルサイトをご覧ください。）

●詳細は、長野県ホームページ（http://www.pref.nagano.jp）をご覧下さい。
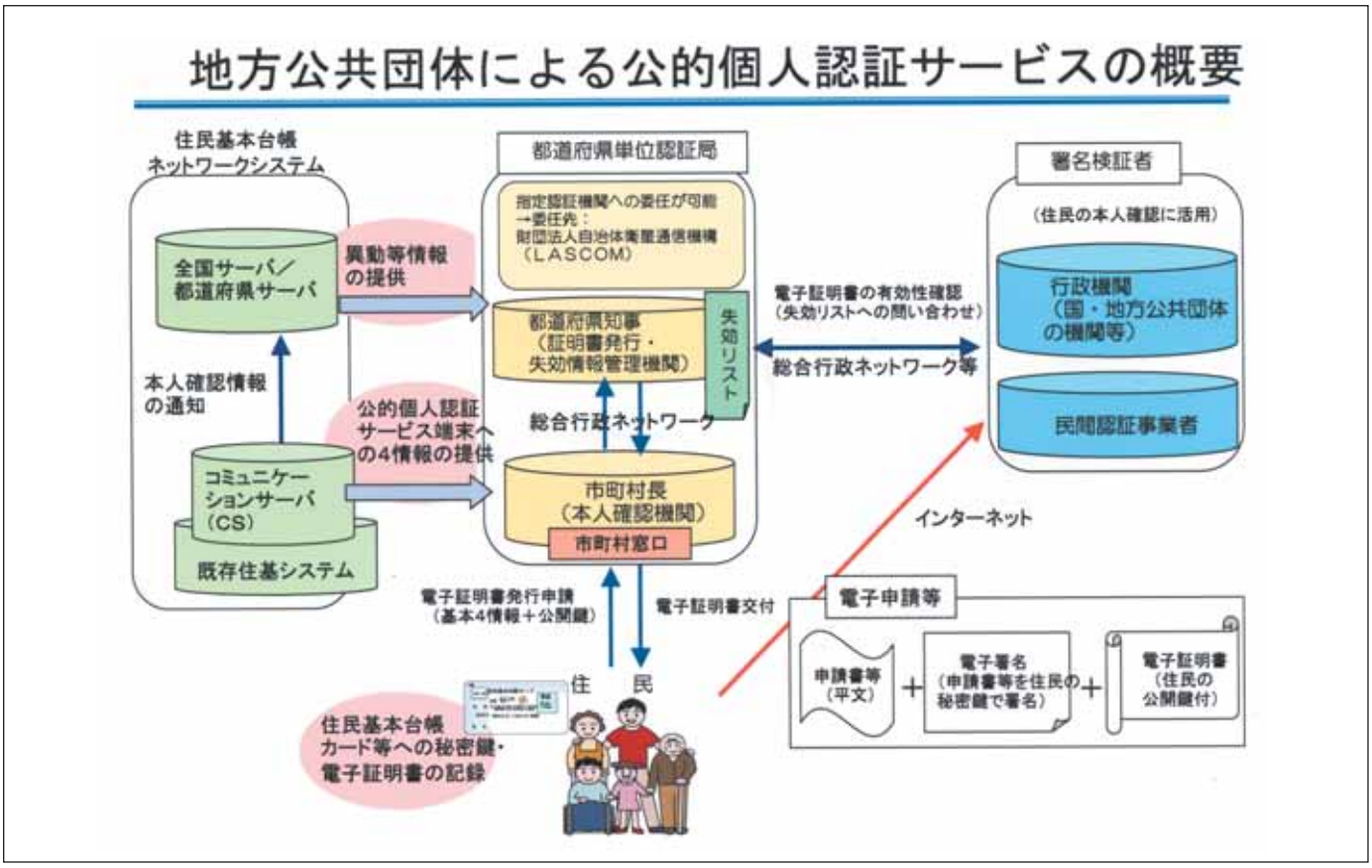
【問い合わせは・・・】
住民福祉課住民係
☎62-9112
(有)9112